

答 申 第 931 号
令 和 3 年 5 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年4月20日付け神行住第186号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

こども医療費助成制度の拡充に伴う
制度案内事務及び受給者証作成事務に係る
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 こども医療費助成制度について、対象者を高校生まで拡大するにあたり、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、対象者の抽出や制度拡充の効率的な周知、迅速な受給者証作成に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

こども医療費助成制度の拡充に伴う
制度案内事務及び受給者証作成事務に係る
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 931

【住民基本台帳情報】

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの者の以下の情報

- ・住基個人番号
- ・区コード
- ・郵便番号
- ・住所（漢字・コード）
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ）
- ・生年月日
- ・送付コード
- ・住民種別コード
- ・カナ氏名フラグ
- ・DV情報（DV支援種別・設定日・解除日）

答 申 第 932 号
令和3年5月10日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年4月21日付け神福保第283号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

こども医療費助成制度の拡充に伴う
制度案内事務及び受給者証作成事務に係る
生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 こども医療費助成制度について、対象者を高校生まで拡大するにあたり、福祉局保護課が保有する生活保護受給者情報を利用することは、対象者の抽出や制度拡充の効率的な周知、迅速な受給者証作成に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

こども医療費助成制度の拡充に伴う
制度案内事務及び受給者証作成事務に係る
住生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 932

【生活保護受給者情報】

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの者の以下の情報

- ・住基個人番号
- ・区コード
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ）
- ・生年月日